

一宮町選挙管理委員会告示第五号

選挙人名簿登録者の決定について

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項の規定により選挙人名簿に登録する者を別紙のとおり定めた。

令和三年十月十八日

一宮町選挙管理委員会委員長 三枝 栄



【登録及び抹消の要件】

基準日	登録日	新規登録(転入)	新有権者(満18歳)	転出抹消
9月1日	9月1日	3/2~6/1	9月2日	2/1~4/30
6月1日	6月1日	12/4~3/1	6月2日	11/3~1/31
3月3日	3月3日	12/2~12/3	3月22日	11/1~11/2
3月1日	3月1日	9/2~12/1	3月2日	8/1~10/31
12月1日	12月1日	6/2~9/1	12月2日	5/1~7/31

1. 新規登録者及び新有権者

区分	男	女	計
新規登録者	77	65	142
新有権者	25	12	37
計	102	77	179



投票区	男	女	計
第1投票区	8	11	19
第2投票区	21	13	34
第3投票区	65	48	113
第4投票区	8	5	13
計	102	77	179

2. 登録抹消者数

(転出抹消者)

投票区	男	女	計
第1投票区	9	11	20
第2投票区	17	7	24
第3投票区	38	48	86
第4投票区	5	4	9
計	69	70	139

(死亡者)

投票区	男	女	計
第1投票区	2	6	8
第2投票区	1	5	6
第3投票区	7	6	13
第4投票区	0	1	1
計	10	18	28

3. 登録者数の比較

登録日	男	女	計	増減
令和2年12月1日	5,050	5,305	10,355	4
令和3年 3月1日	5,067	5,299	10,366	11
令和3年 3月3日	5,064	5,294	10,358	△8
令和3年 6月1日	5,062	5,298	10,360	2
令和3年 9月1日	5,085	5,287	10,372	12

一宮町選挙管理委員会告示第六号

直接請求に必要な数について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項（条例の制定又は改廃の請求）及び第七十五条第一項（監査の請求）並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四条第一項（合併協議会設置の請求）の規定による選挙権を有する者の五十分の一の数並びに地方自治法第七十六条第一項（議会の解散の請求）、第八十条第一項（議員の解職の請求）、第八十一条第一項（長の解職の請求）及び第八十六条第一項（副町長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項（教育委員会の委員の解職請求）の規定による選挙権を有する者の三分の一の数並びに市町村の合併の特例等に関する法律第四条第十一项（合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求）及び第五条第十五项（同一請求に基づく合併協議会設置協議についての選挙人の投票の請求）の規定による選挙権を有する者の六分の一の数は、それぞれ次のとおりである。

令和三年十月十八日

一宮町選挙管理委員会委員長

三 枝

栄



一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第四条第一項の規定による選挙権を有する者の五十分の一の数

二〇八人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十条第一項及び第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の規定による選挙権を有する者の三分の一の数

三、四六一人

三 市町村の合併の特例等に関する法律第四条第十一项及び第五条第十五項の規定による六分の一の数
一、七三一 人